

静岡市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 静岡ひのき・杉の家推進事業 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で木造住宅を新築・建替又は増改築する方 ・ 構造材提供の場合、市内の県産材取扱業者で製材されたもので、かつ、市内の「大工・工務店、建築士」によって建築と施工監理がなされること。 主要構造材に「市産材」を60%以上使用することなど ・ 内装材提供の場合、市内の県産材取扱業者で製材・加工されたもので、かつ、市内の「大工・工務店、建築士」によって建築と施工監理がなされることなど
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒノキ又はスギの柱・土台及び内装材を提供 ・ 構造材提供の場合、1棟当たり上限100本で、金額換算：新築・建替え30万円以内、増改築10万円以内 ・ 内装材提供の場合、金額換算：新築・建替え・増改築10万円以内
申込窓口	オクシズ材活用協議会 TEL 054-271-7288
問合せ先	農林水産部 中山間地振興課 TEL 054-294-8807

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 静岡市空き家改修事業補助金交付制度

利用の条件	静岡市空き家情報バンクに登録し、公開された延べ床面積55㎡以上の空き家を自らが居住する住宅とするために購入した方のうち、その住宅を改修し、10年以上居住しようとする方。（その他詳細の条件があります。詳しくはお問い合わせください。）
補助額等	改修に係る費用の1/3（限度額70万円）
問合せ先	建築部 住宅政策課 TEL 054-221-1590

◎ 中山間地域移住者用住宅改修事業補助金制度

利用の条件	市内中山間地に物件を所有し、静岡市中山間地域空き家情報バンクを利用して所有物件を賃貸しようとする方、または、市空き家情報バンクを利用して、空き家を賃貸契約し、市内中山間地に移住される方。（補助の対象となる中山間地域には制限があります）
補助額等	改修に係る費用の9/10（限度額100万円）
問合せ先	農林水産部 中山間地振興課 TEL 054-294-8805

◎ 中山間地域移住報奨金

利用の条件	<p>空き家情報バンクを利用して市内中山間地域に移住し、6ヵ月以上居住している方。</p> <p>※1 報奨金の交付を受けた方には5項目の遵守事項が発生します。</p> <p>※2 補助の対象となる中山間地域には制限があります。</p>
補助額等	<p>構成員が1人である世帯 20万円</p> <p>構成員が2人以上である世帯 40万円</p> <p>中学生未満の子ども 20万円/1人（上限3人）</p>
問合せ先	農林水産部 中山間地振興課 TEL 054-294-8805

◎ 新幹線通学費貸与事業

利用の条件	静岡市内の自宅から県外の大学等へ通学する30歳未満の学生に、正規の就学期間、新幹線通学定期代の一部を無利子で貸与します。貸与期間の2倍の期間以内に返還する義務がありますが、卒業後返還期間に相当する期間、本市に居住し、市民税の所得割を完納した場合、返還免除します。
補助額等	新幹線通学定期券(1か月当たり)の額の3分の1又は3万円のいずれか低い額
問合せ先	企画課 TEL 054-221-1240

④ 設備を充実させたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 雨水貯留浸透施設設置への助成制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道全体計画区域内で、住宅等の敷地へ雨水浸透ますや貯留タンクを設置したり、下水道の整備により不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合、その費用の一部を市が助成します。 市内の一部で制度を利用できない地区があります。事前にお問い合わせください。
補助額等	設置費の2/3 (限度額は下記のとおり) <ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透ます (A型・浸透管併用) : 57,000円/基 雨水浸透ます (B型・浸透ます単体) : 28,000円/基 雨水貯留タンク (200リットル以上) 30,000円 雨水貯留タンク (400リットル以上) 60,000円 不用浄化槽転用施設 : 100,000円/基
問合せ先	(葵・駿河区) 下水道部下水道維持課排水設備係 TEL 054-270-9235 (清水区) 下水道部下水道事務所排水設備係 TEL 054-354-2744

◎ 浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域 (一部の地域を除く。) において、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽を設置する方
補助額等	16万6千円～88万5千円 (人槽等により異なります)
問合せ先	廃棄物対策課 TEL 054-221-1264

◎ 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道への切替工事に必要な資金について、市指定の取扱金融機関から無利子で融資を受けることができます。 下水処理区域内における建物の所有者又は占有者 (住宅の新築及び法人は除く) 市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金の滞納がない方 連帯保証人が必要 (取引金融機関に御相談ください)
融資限度額	工事費の範囲内で200万円まで (1万円単位)
融資利率等	無利子
返済期間	12、24、36、48、60か月 元金均等月賦償還
申込窓口	(葵・駿河区) 下水道部下水道維持課排水設備係 TEL 054-270-9235 (清水区) 下水道部下水道事務所排水設備係 TEL 054-354-2744
問合せ先	下水道部 下水道総務課 下水道接続推進係 TEL 054-270-9206

⑤ 子育て世代の方

◎ 特定優良賃貸住宅子育て支援事業（家賃減額補助金）

利用の条件	静岡市が認定している特定優良賃貸住宅に入居する世帯のうち、下記条件をすべて満たす世帯が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象入居期間は最大6年間 ・ 新たに特定優良賃貸住宅に入居する世帯 ・ 小学校6年生までの子どもと同居する世帯 ・ 収入基準が市で定める範囲内であること
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助 ※ 補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差引いた入居者負担額を支払います。 ※ 補助額は、住宅、部屋、入居者の収入によって異なります。 ※ 管理期間終了に伴い、補助も終了します。
問合せ先	建築部 住宅政策課 TEL 054-221-1590

◎ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	50ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ			
補助額等				
問合せ先	葵区役所	高齢介護課	TEL	054-221-1180
	駿河区役所	高齢介護課	TEL	054-287-8679
	清水区役所	高齢介護課	TEL	054-354-2110
	健康福祉部	介護保険課	TEL	054-221-1374

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	介護保険制度の非該当者で、以下のいずれかに該当する方が対象 ① 下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障害（移動機能障害に限る）を有し、これらの障害を合算した身体障害者手帳の障害等級が3級以上となる者 ② 視覚に身体障害者手帳の障害等級2級以上の障害を有する者 ③ 下肢、体幹又は視覚に障害を有する難病患者（別途医師の診断書が必要） 手すりの取付、床段差の解消、滑り止め及び移動の円滑化等のための床通路面材料の変更、引き戸等への扉の変更、洋式便器等への取替、その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
補助額等	用具の購入費及び改修工事費（限度額20万円）
問合せ先	健康福祉部 障害者福祉課 TEL 054-221-1587

◎ あんしん住まい助成制度（高齢者・身体障害者住宅改造費補助金）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に支障のある65歳以上の要介護認定を受けた高齢者や下肢、体幹を含む肢体不自由1、2級又は視覚障害1、2級の身体障害者手帳のある方が、住み慣れた住宅で安心して生活できるよう、日常生活に支障のある住宅の部分を改造する工事が対象（段差解消、手すり取り付け、便所（和式⇒洋式）、浴槽のまたぎの深さの軽減など） 所得制限あり（世帯の所得税額が39万7千円以下） 高齢者は介護保険の住宅改修制度の利用が優先（併用も可）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象改造費の5/10～10/10（限度額80万円）：高齢者 補助対象改造費の2/4～4/4（限度額100万円）：身体障害者 ※補助率は、世帯の所得税額により決定
申込窓口	静岡市社会福祉協議会 （葵・駿河区） TEL 054-255-7127 （清水区） TEL 054-371-0292
問合せ先	健康福祉部 高齢者福祉課 TEL 054-221-1086 健康福祉部 障害者福祉課 TEL 054-221-1587

◎ 家具等固定推進事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のみの世帯、重度障害者等のいる世帯が、家具等の固定を行う工事 事業者に委託することにより施工し、建築士、建築大工技能士又は静岡県耐震診断補強相談士等が施工後の確認をすること。
補助額等	工事費用の2/3（限度額12,000円）
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（家賃減額補助金）

利用の条件	静岡市が認定している高齢者向け優良賃貸住宅に入居する方は、下記の条件をすべて満たす世帯が対象 <ul style="list-style-type: none"> 60歳以上の方 入居時に自立した生活を営むことができる方 収入基準が市で定める範囲内であること
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助 ※ 補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差引いた入居者負担額を支払います。 ※ 補助額は、住宅、部屋、入居者の収入によって異なります。 ※ 管理期間終了に伴い、補助も終了します。
問合せ先	建築部 住宅政策課 TEL 054-221-1590

⑦ 離職者で住宅にお困りの方 (P.51～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 住居確保給付金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職後2年以内及び65歳未満の方で、就労の能力及び就労の意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方であり、かつ、収入及び資産に関する要件を満たす方を対象に、家賃相当額を住居確保給付金として支給します。 ・ 申請月の世帯収入合計額が、基準額（市民税均等割の非課税限度額の1/12）＋家賃額未満であることが必要です。 ・ 申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額の6か月分（ただし、100万円を超えない額）以下であること。 ・ 住居確保給付金を受給している間は、常用就職に向けた就職活動を行い、①月2回以上のハローワークでの職業相談、②月4回以上福祉事務所に面接等の支援を受け、③原則週1回以上、求人先へ応募等行うこと、その他自立相談支援機関の作成するプランに基づき就労支援を受けることが必要です。 ・ 住居確保給付金は、家主に直接支払われます。 ・ 住居確保給付金の支給期間は、原則3か月。一定の条件を満たせば、最長9か月受給可能。
補助額等	世帯の人数によって家賃の上限額が変わります。詳細は問い合わせ先にお問い合わせください。
相談窓口	静岡市暮らし・しごと相談支援センター 葵区窓口 TEL 054-249-3210 駿河区窓口 TEL 054-286-9550 清水区窓口 TEL 054-371-0305
問合せ先	健康福祉部 福祉総務課 TEL 054-221-1370

⑧ 地震などの災害に備えたい方 (P.52～県内全域で利用できる制度あり)

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	・ 昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ 木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	・ 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に要する経費と基準額（※）を比較して、いずれか少ない額の2/3以内 ※基準額 ①わが家の専門家診断実施済の場合 144,000円 ②わが家の専門家診断未実施の場合 154,000円
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ 木造住宅耐震補強事業

利用の条件	・ 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし耐震評点が0.3以上上がる工事に限る）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額30万円（耐震評点が0.4未満の場合は45万円） ※高齢者のみの住宅、重度障害者等の住む住宅は50万円（耐震評点が0.4未満の場合は65万円）
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ **ブロック塀等耐震化促進事業**

利用の条件	① 撤去事業	市内全域を対象に倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去する工事
	② 改善事業	避難路、避難地沿い等のブロック塀等を改善する工事
補助額等	① 撤去事業	工事に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の1/2以内（限度額10万円）※基準額 8,900円/m
	② 改善事業	工事に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の1/2以内（限度額25万円）※基準額 38,400円/m
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124	

◎ **民間建築物吹付アスベスト対策事業**

利用の条件	・ 除去等工事 吹付けアスベストが施工されている全ての建築物
補助額等	・ アスベスト除去等工事にかかる事業費の2/3以内（上限:120万円/敷地）
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1267

◎ **非木造住宅耐震診断事業**

利用の条件	・ 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された非木造住宅の所有者等が行う耐震診断
補助額等	事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ **がけ地近接危険住宅移転事業**

利用の条件	・ 次のいずれかの条件にあてはまる住宅
	① 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ② 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③ 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に建っている住宅 ④ 上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行った住宅
補助額等	平成29年4月現在 建物除去費補助 78万円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助 58万円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助 444万円（借入金利子に対する一部補助） 土地取得費補助 206万円（借入金利子に対する一部補助）
	問合せ先 建築部 住宅政策課 TEL 054-221-1590

◎ 建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 建築物耐震診断事業：昭和56年5月31日以前に建築（着工）された建築物の所有者等が行う耐震診断 建築物補強計画策定事業：昭和56年5月31日以前に建築（着工）された建築物のうち、以下の条件を満たすものの所有者等が行う耐震補強計画 <ul style="list-style-type: none"> ①災害時に重要な機能を果たす建築物や災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物及びマンション ②原則として、階数が3階以上で延べ面積1,000㎡以上であり、倒壊した場合に周囲の市街地に及ぼす影響が大きいもの ③耐震診断によりIs値が0.6未満と判定された建築物を0.6以上とする補強計画を作成するもの 建築物耐震補強事業：昭和56年5月31日以前に建築（着工）された建築物のうち、建築物補強計画策定事業の条件を満たす建築物において所有者等が行う耐震補強工事
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物耐震診断事業：当該事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内 建築物補強計画策定事業：当該事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内（上限額4,110,000円） 建築物耐震補強事業：当該耐震補強工事に要する費用の23%と延べ床面積に50,300円/㎡（マンションの場合は、49,300円/㎡、免震工法等の特殊な工法による場合は、82,300円/㎡）を乗じた額の23%を比較していずれか少ない額の2/3以内
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ 耐震シェルター整備事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅で、耐震診断の結果、住宅の耐震評点が1.0未満であること。 高齢者のみが居住している木造住宅
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 工事に要する経費の1/2以内（限度額12万5千円）
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ 既成宅地防災施設設置費助成制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 人家裏山などが急傾斜地であり、崩壊により住居が倒壊する危険性があるもの 開発目的でないもの 保全人家4戸以下で県の急傾斜地崩壊対策事業の対象とならないもの
補助額等	一戸あたりかかる費用の1/2以内（限度額500万円）
問合せ先	土木部 建設政策課 TEL 054-221-1446

◎ 狭あい道路拡幅整備事業

利用の条件	<p>次のすべての条件にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地の接する道路が静岡市の管理する幅員1.8m以上の道かつ建築基準法第42条第2項の道路であること。 後退用地を市に寄付して頂くこと。
補助額等	<p>敷地の測量費と寄附地の舗装費は市が負担します。 補助額は撤去費の2/3（限度額は下記のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> フェンス・塀・門の撤去費 1,200～2,400円/m ブロック塀の撤去費 2,650～4,400円/m 樹木の撤去費 800～4,600円/本 生垣の撤去費 1,800円/m 擁壁の撤去費 3,700～8,400円/m <p>その他、新設（フェンス・塀等）の補助や隅切り奨励金等があります。</p>
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1238

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げるものは除く ・年間所得500万円以上の者 ・法人組織のもの ・従業員を常時5人以上雇用するもの
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.50%（平成29年4月1日現在） （基準金利1.60%から県が0.10%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629

⑪ 賃貸住宅関係

◎ 特定優良賃貸住宅供給促進事業（家賃減額補助金）

利用の条件	静岡市が認定している特定優良賃貸住宅に入居する方の条件は、一定の所得範囲内の方など
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助 ※ 補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差引いた入居者負担額を支払います。 ※ 補助額は、住宅、部屋、入居者の収入によって異なります。 ※ 管理期間終了に伴い、補助が終了している賃貸住宅もあります。
問合せ先	建築部 住宅政策課 TEL 054-221-1590